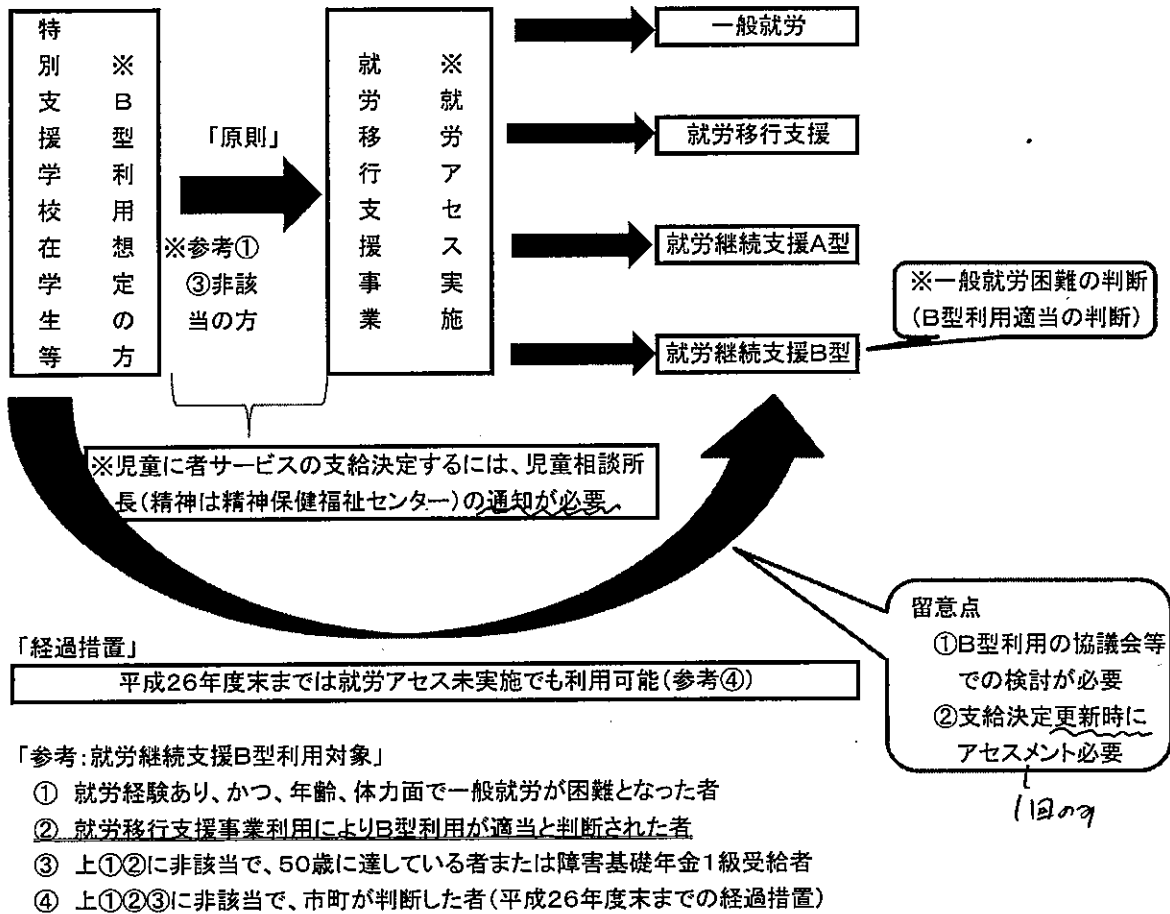


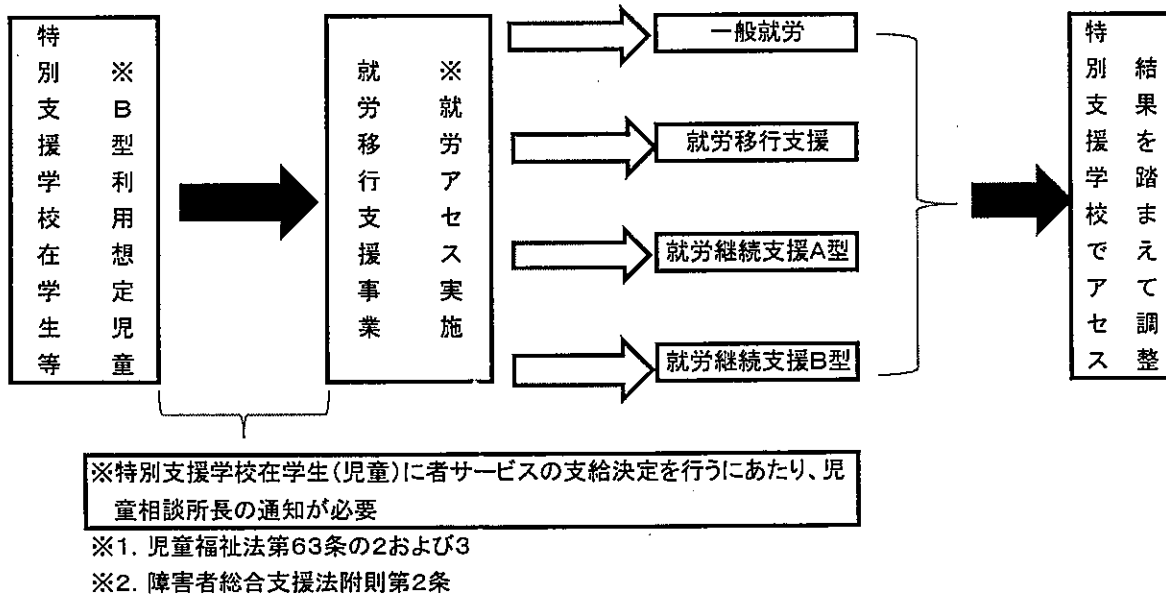
■特別支援学校の在学学生等の就労継続支援B型事業の利用について H25-4-4 通知

1. 「就労継続支援B型事業利用の考え方(今年度)」



2. 「平成27年度以降」

- 特別支援学校在学学生にかかる就労アセスメントの実施は高等部2年次を想定している。
- 平成26年度中に各圏域での試行的実施を想定している。





(児童相談所長等の通知)

Q 1. 特別支援学校の在学学生に対し、アセスメントにかかる就労移行支援事業所利用の支給決定を行うには、児童相談所長（精神障害（発達障害含む）については精神保健福祉センターの意見）の通知が必要とのことだが、総合支援法上のこの根拠は、附則第2条ということか？

→ そのとおり。

(児童相談所長の通知)

Q 2. 児童福祉法では通知することができる規定であり、必ずしも通知が必要とはされておらず、通知しない場合も想定されている。通知しなくても支給決定できる方法があるのではと考えられるが、通知なしに支給決定できる規定は存在しないのか？

→ 通知なしに支給決定できる仕組みは、総合支援法上、想定されておらず、総合支援法附則第2条の規定から児童相談所長の通知がないと障害者とはみなせず、アセスに伴う就労移行支援事業所利用にかかる支給決定ができないこととなる。

(精神保健福祉センターの意見)

Q 3. アセスに伴う就労移行支援事業利用の支給決定にあたり、精神障害児を障害者とみなす根拠は総合支援法施行令附則第3条（法律附則第2条の読替規定）の規定が根拠と考えられますが、同条では「精神保健福祉センターの意見その他の事情を勘案して」と規定され、センターの意見は「勘案する事情」の一つの例示であり、必ずセンターの意見が必要とは解釈できず、センターの意見がなくとも、その他の事情を勘案して市町が適当と認めれば、支給決定可能と考えられるが、いかがか？

→ ご指摘のとおり、身体障害児、知的障害児については、法的に児童相談所長の通知がなければ障害者とみなせないため、児童相談所長の通知は必ず求めることとなるが、精神障害児については、必ずしも精神保健福祉センターの意見を求めなくとも、市町が適当と認めれば支給決定は可能である。

(計画への位置づけ)

Q 4. アセスに伴う就労移行支援事業所利用であっても、サービス等利用計画（児童福祉法上のサービスを利用している児童については、障害児支援利用計画）に位置付ける、また、アセス終了に伴い同計画から外す必要があるか？

→ 支給申請時には、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を提出し、支給決定することになるため、お見込みのとおり、計画への位置づけが必要となる。

(計画作成)

Q 6. 就労アセスメントに伴う就労移行支援事業を利用する児童が、放課後等デイサービスを利用している場合の計画作成は？

→ 児童福祉法に規定されるサービスを利用している方が、障害者総合支援法に基づくサービスを利用する場合は、障害児支援利用計画に一体的に位置づけを行うこととなる。

(就労移行支援事業のアセスメント利用時の児童福祉法上のサービス利用)

Q 7. 障害児を障害者とみなし、就労アセスメントに伴う就労移行支援事業利用の支給決定期間中に、児童福祉法に規定される放課後等デイサービスの利用が制限されるか？

→ 法的に利用を制限する規定はなく、両サービスの利用は可能。

ただし、同日に利用することは放課後等デイサービスが日中支援のくくりであり、報酬単価の設定が1日当たりの設定とされ、二重給付となることから利用不可となる。

このことから、放課後等デイサービスを利用している方に対するアセスメントは、放課後等デイサービスを利用されない日に実施するなど、調整を行われたい。

(費用負担)

Q 8. 就労アセスメントに伴う就労移行支援事業利用については、障害児を障害者とみなし支給決定することとなる。この際、次の例の費用負担の考え方は？

① 当該障害児が、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス等を利用しつつ、総合支援法上の移行支援事業を利用する場合

→ 児童福祉法に基づくサービス利用については、通常どおり費用徴収を行うが、総合支援法による移行支援事業利用分については、当該児童を障害者とみなし、支給決定を行うため、費用徴収額は、一般的には、0円と想定される。

② 当該障害児が、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス等の利用があり、総合支援法上の居宅介護の利用もあり、かつ、移行支援事業を利用する場合

→ 児童福祉法に基づくサービス利用については、通常どおり費用徴収を行うが、総合支援法による移行支援事業利用分については、当該児童を障害者とみなし、支給決定を行うため、費用徴収額は、一般的には、0円と想定される。

また、この事例では、総合支援法による居宅介護も利用しているが、移行支援事業の利用により、当該児童を障害者とみなしていることから、就労移行支援事業の支給決定期間は、居宅介護の利用分も含め、費用徴収額は、一般的には、0円と想定される。

③ 当該障害児が、総合支援法上の居宅介護の利用があり、かつ、移行支援事業を利用する場合

→ 上②の「この事例では」以降と同じ。

※支給量を定める単位は、1月単位であるため、アセスメントに伴う就労移行支援事業所の利用日が属する月は、者に対する支給決定となる。

(措置入所児童のアセスメントに伴う就労移行支援事業利用の可否)

Q9. 近江学園（障害児入所施設）措置児童への就労アセスメントに伴う就労移行支援事業の利用は可能か？

→ 措置入所児童が措置入所中に他サービスを利用することは想定されていないため、措置解除後に、就労移行支援事業利用により就労アセスメントを受けることとなる。

なお、仮に全額自費で負担あるいは全額措置費の中から施設が負担し、アセスメントを受けたとしても法定外のサービスを利用したことにしかならないため、求められるアセスメントを受けたとは考えられない。

(アセスメントの実施時期)

Q10. 高等部2年生で、児童のアセスメントを行う場合、その時期には、当該児童にとって、何が適しているのか不明瞭であるため、B型利用が想定される児童となると、幅が広がる。また、誰がその判断を行うのか？

→ 示しているフローは、あくまで一つの考え方であり、アセスメントを行う意味を考えれば、行き先がほぼ確定している段階で行うものではないため、効果的なアセスメントの視点で考えた際の一つの考え方である。

なお、必ず、このフローで実施するというものではなく、個別ケースごとで望ましい時期にアセスメントを受けていただければ良いと考えている。

(実習中のアセスメント実施等)

Q11. 例えば、実習実施中に就労移行支援事業所の職員がアセスメントを行うことなどできないのか（アセスメントと実習をかぶらせる）？就労移行支援事業所内でのアセスメントに限られるのか？

→ アセスメントの実施場所は、原則として就労移行支援事業所で実施とされているが、施設の事情により施設内に作業場を設けられない場合は、企業や就労継続支援事業所等の他の作業場を借用して実施することとされているため、必ずしもアセスメントの実施場所が、就労移行支援事業所に限定されるものではない。

また、すべての日程を就労継続支援B型事業所で行うことはできないとの条件設定があるため、この条件に抵触しない範囲で実習実施中にアセスメントを行うことも想定される。

